

○ 公共工事の前払金に関する規則

制 定 昭和 28 年 4 月 1 日 規則 32
最近改正 平成 24 年 3 月 30 日 規則 64

(目 的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事又は測量に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。

(前払の対象及び率)

第 2 条 前条に規定する工事又は測量（以下「工事等」という。）に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で請負代金額が 1,000,000 円以上のもので 請負代金額の 4 割
 - (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が 1,000,000 円以上のもので 請負代金額の 3 割
 - (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が 1,000,000 円以上のもので 請負代金額の 3 割
- 2 前項第 1 号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたときは、同項の規定により既に支払つた前払金に追加して、請負代金額の 2 割を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。
- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること
 - (4) 当該工事において、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 55 条第 2 項に規定する部分払の請求がされていないこと

(債務負担行為に基づく数会計年度にわたる契約の取扱い)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工事について債務負担行為に基づき数会計年度にわたる契約を締結する場合（国との協議等により当該工事に係る予算執行の計画が調整されている場合その他契約の性質上、市長が各会計年度ごとに前払金を支払うことが適当でないと認める場合を除く。）における同条の規定の適用については、同条第 1 項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとに前払金」と、同項第 1 号中「請

負代金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する請負代金額（以下「出来高予定額」という。）の」と、同項第3号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「請負代金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の規定による前払金の請求を行つた後に」とする。

- 2 会計年度の第4四半期において前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度とみなすことができる。
- 3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する請負代金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該請負代金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。

（前払金の追加払等）

第4条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払つた前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。

- 2 前払金の支払後、請負代金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未満となつたときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

（前払金の返還）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払つた前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき
- (2) 請負契約を解除したとき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭44. 8. 21規則64）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭50. 5. 1規則51）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭58. 3. 31規則15）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 公共工事の前払金の特例に関する規則（昭和53年大阪市規則第71号）は、廃止する。

附 則（昭63. 6. 30規則96）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平10. 11. 30規則117）

- 1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平 24. 3. 30 規則 64）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。